

保護を受けている人の義務

(保護のしおりより一部抜粋)

【守るべき事項】

- ①働ける人は、能力に応じて働き、収入を得る又は収入の増加に努める。
- ②病気等の人は医師の指示に従い、一日も早く回復するよう努める。
- ③家族や親族の人に、できる限り扶養又は仕送り等の援助をお願いする。
- ④各種年金等他の法律や制度で受けられるものは、必ず給付を受ける手続きをする。
- ⑤あなたと同じ世帯で保護を受けている家族の分も含め、速やかに届出を行う。
 - ・収入の有無にかかわらず、担当者の指示に基づき収入の申告をして下さい。
 - ・仕事を始めたり辞めたりしたとき、仕事を変わったとき。
 - ・新たに収入（給料、ボーナス等）を得たときや収入額が変わったとき。
 - ・働きによらない収入（年金、保険の給付金、仕送り、賠償金等）を得たとき。
 - ・生命保険、土地、家、自動車及び高価な貴金属類等の資産があるときや得たとき。
 - ・病気やケガで治療を受けたとき、入退院をするとき。
 - ・世帯の状況が変わるとき。（妊娠、出産、死亡、結婚、離婚、転出入等）
 - ・住居を変更するとき。（必ず前もって相談する）
 - ・家賃や地代が変わるとき。
 - ・その他、生活の状況が変わったとき。
- ⑥福祉事務所長が行う指導（地区担当員の訪問指導を含む）及び指示には従う。
- ⑦保護を受けている間の借金や年金担保等による借入れは認められません。
- ⑧福祉事務所が認めていない單車、自動車の所有又は使用はできません。
- ⑨計画的な支出を心がけ、生活の維持向上に努める。
- ⑩保護受給中は、近所の方から非難等される行動は慎み、通常の日常生活を営む。

【保護の停止又は廃止となる場合】

- ①あなたが行うべき義務を果たさなかったとき。
- ②うその届出をしたときや必要な届出をしなかったとき。
- ③必要な調査に対して、正当な理由もなく拒んだり妨害したとき。
- ④福祉事務所が行う指導や指示を守らなかったとき。
- ⑤新たな資産や収入を得たり、収入が増加したことで保護を要しなくなったとき。
- ⑥暴力団員であることがわかったとき。
- ⑦その他、福祉事務所が保護の停止又は廃止に該当すると認めたとき。

【不正に保護費を受給した場合】

あなたや保護を受けている家族の収入をきちんと申告しなかったり、うその申告で生活保護費を受けた場合は、その生活保護費を返還してもらうとともに、場合によっては3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。又、内容によっては、刑事告訴による処罰がある。